

議 第 1 0 号 議 案

「共同親権」を合意がある場合に限定する民法の見直しを求める意見書の提出について

「共同親権」を合意がある場合に限定する民法の見直しを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年6月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 宮 尾 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

「共同親権」を合意がある場合に限定する民法の見直しを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

「共同親権」を合意がある場合に限定する民法の見直しを求める意見書

離婚後も父と母双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入を柱とした改正民法が2024年（令和6年）5月17日参議院本会議で成立した。衆議院では、合意がある場合に限定する修正案が検討されたが、可決された改正法では父母の一方あるいは双方が共同親権を拒否しても、裁判所が強制的に共同親権を命じ得る内容となっている。この法改正には、あまりにも多くの問題がある。これまで参考人・有識者や政府から説明されてきた離婚後の共同親権のメリットは、父母が前向きに話し合える関係にある場合に限られ、非合意強制型の場合には望めないとのことである。ここでいう親権とは、子どもの医療や教育、引っ越しなどの決定権のことであり、面会交流とは別の制度である。

非合意強制型の場合、子どもの医療や教育の決定が停滞し、子どもが適時の決定を得られなくなる可能性がある。同様に、学校のプールや修学旅行、病院でのワクチン接種や手術の予約等の決定について、いつでも、もう一方の父母がキャンセルすることができ、結果いつまでも最終決定ができない状態が続く可能性がある。さらにこの場合には、病院や学校は、どちらの要求を拒否しても損害賠償を請求される危険にさらされる可能性がある。

また、過去にDV・虐待があったことが明白で、被害者がその事実に恐怖を感じ、あるいは許せないという気持ちで共同親権に合意しない場合でも、「もう止まった」、「反省している」と認定されれば、共同親権になり得る内容である。そもそも、家庭内のDV・虐待は証拠の確保が困難であり、本人が多大な苦痛を感じていても、第三者からの理解を得られにくく、DV・虐待の認定そのものの困難さがあるという深刻な問題などが指摘されている。

さらに、高等学校の授業料を無償化する就学支援金制度では、同居親と別居親の収入が合算されることにより、支援金を受け取れない子どもが出てくるおそれがあることが明らかになった。児童扶養手当、障害児福祉手当など、親の所得が要件となっている各省庁の子ども支援策は多岐にわたり、多くの人に不安が広がっている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、「共同親権」を合意がある場合に限定する民法の見直しを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣

様

法務大臣

様

厚生労働大臣

様